

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月18日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03-6703-7940

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）
ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）
ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）
： 各ファンド3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）

ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）

（以上を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）」を「Aコース（為替ヘッジなし）」または「Aコース」、「ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）」を「Bコース（為替ヘッジあり）」または「Bコース」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます（以下同じ。）。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

「Aコース」、「Bコース」の相互間で、換金代金をもって、換金受付日当日に他方のコースを購入した場合（以下「スイッチング」といいます。）は、無手数料とします。

スイッチングの取扱いは販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

1万円以上1円単位

なお、販売会社によって異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの各コースの申込単位は1万円以上1円単位です。ただし、コースの全部を売却して他のコースを購入する場合は、1円以上1円単位から購入いただけます。

なお、取扱いを行なうコースおよびスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合は、1円単位とします。

(7)【申込期間】

2021年6月19日から2021年12月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払い込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行ないません。

購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日には、販売会社の営業日であっても購入は受けません（スイッチングを含みます）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）、ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）（以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）」を「Aコース（為替ヘッジなし）」または「Aコース」、「ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）」を「Bコース（為替ヘッジあり）」または「Bコース」という場合があります。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/海外/株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	<Aコース> なし <Bコース> あり (フルヘッジ)

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まず。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

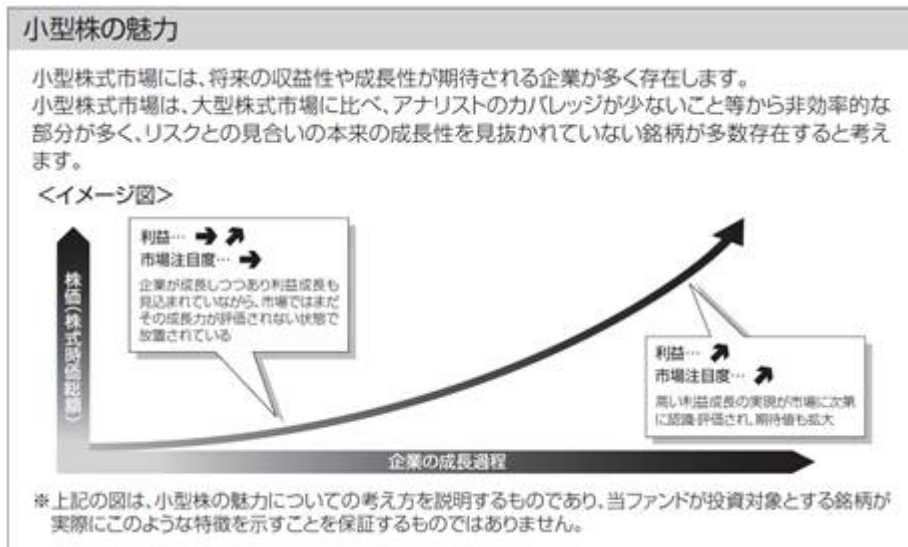
信託金の限度額は「Aコース」、「Bコース」合わせて1,000億円とします。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

<当ファンドおよび米国小型成長株式マザーファンドの特色>

a. 当ファンドは、米国小型成長株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、米国の小型株を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。

主に米国の小型株の中から、中長期的に高成長が見込まれる銘柄に投資します。



b. 当ファンドはスイッチング可能なAコース、Bコースの2本のファンドで構成され、「ファミリーファンド方式」*により運用を行ないます。

* ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「Aコース」、「Bコース」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

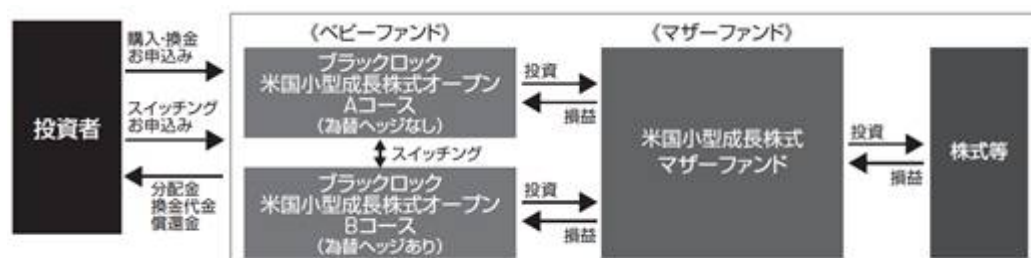
Aコース（為替ヘッジなし）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。したがって日本・円と米国・ドルとの間の為替変動により、基準価額が変動します。

Bコース（為替ヘッジあり）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。実質外貨建資産に対し為替ヘッジを行なうことで日本・円と米国・ドルとの間の為替変動リスクが低減されますが、米国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。



※スイッチングの取扱いは販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

c．Aコース、Bコースおよびマザーファンドは、外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク（所在地：米国デラウェア州）に委託します。

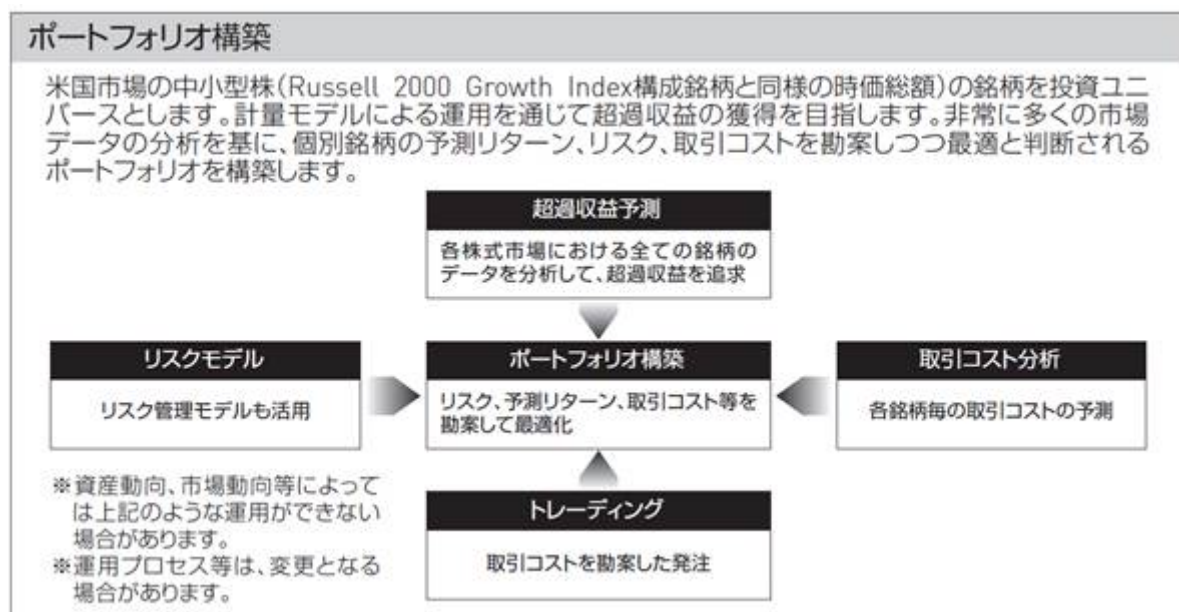
d．Aコースおよびマザーファンドでは、Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）をベンチマーク^{*}とします。またBコースでは、Russell 2000 Growth Index（現地通貨ベース）を参考指標とします。

* ベンチマークとは、ファンドの運用を行なうに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

Russell 2000[®] Index、およびRussell[®]は、フランク・ラッセル・カンパニーの登録商標です。

「ラッセル米国株式インデックス」は、米国株式市場全体の時価総額上位3,000銘柄（市場全体の約98%を代表）で構成されるインデックスシリーズです。「Russell 2000[®] Growthインデックス」は、この「ラッセル米国株式インデックス」の一つで、時価総額上位1,000銘柄を除く下位2,000銘柄のうち、PBR（株価純資産倍率）が高く、成長が相対的に高いと予測される銘柄で構成されています。Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）は、Russell 2000 Growth Indexに為替を乗じたものです。

e．運用プロセス

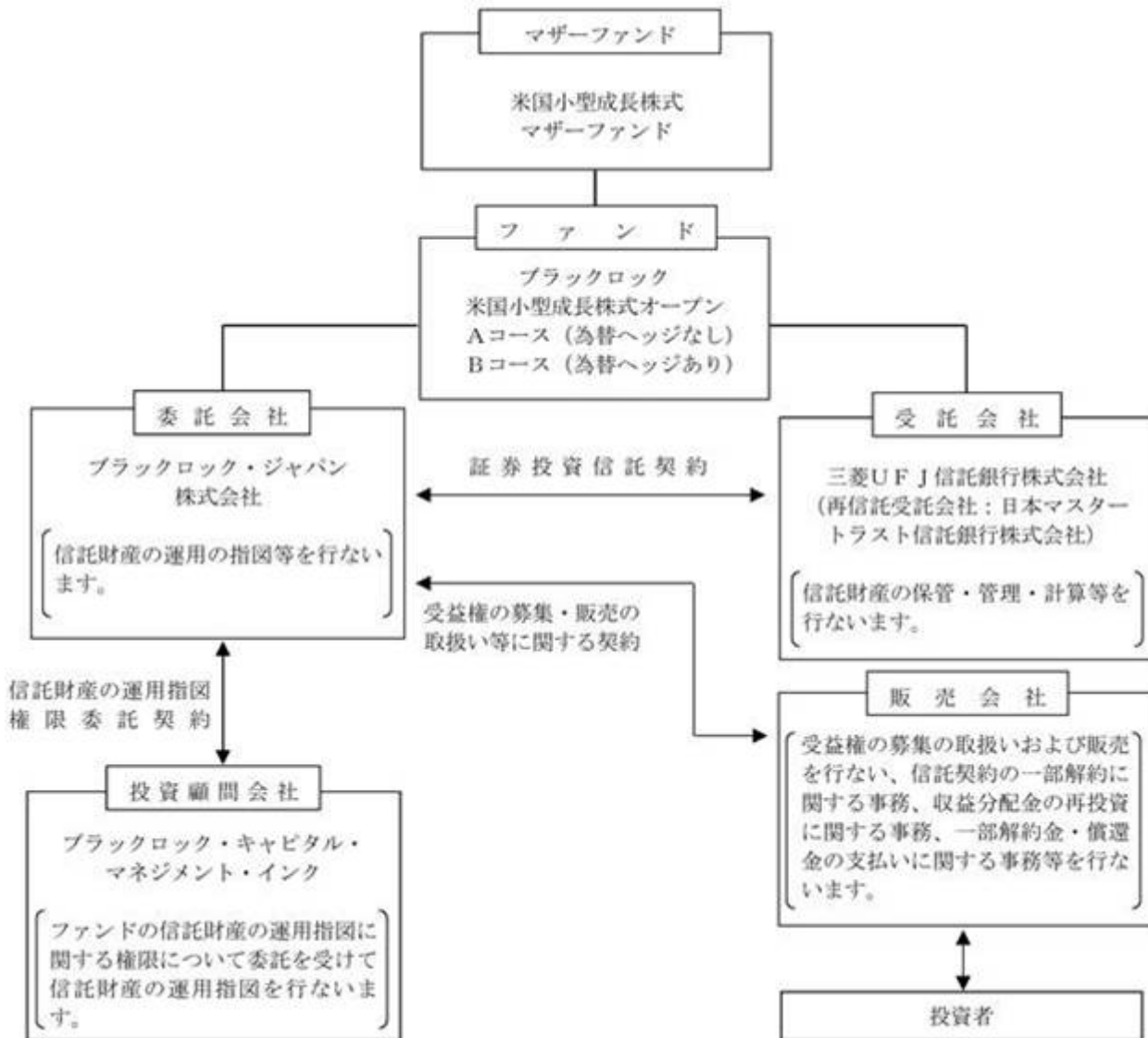


(2)【ファンドの沿革】

1995年9月29日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2003年12月20日	信託期間10年延長、ファンド名変更 (旧名称：マーキュリー・米国店頭成長株式・オープン Aコース/Bコース)
2006年10月1日	ファンド名変更(旧名称：メリルリンチ米国店頭成長株式オープン Aコース/Bコース)
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社)に承継
2014年12月23日	信託期間10年延長
2017年6月17日	マザーファンド名称を「ブラックロック米国小型成長株式マザーファンド」から「米国小型成長株式マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2021年3月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として米国小型成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の小型株を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。

Aコースは、Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）をベンチマークとします。為替ヘッジを行なうBコースは、ヘッジコストを反映した指数が算出されていないため、ベンチマークを設定せず、Russell 2000 Growth Index（現地通貨ベース）を参考指標とします。

Aコースでは、実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。また、Bコースでは、実質外貨建資産については為替ヘッジを行なうことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク（BlackRock Capital Management Inc.）に外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ない又は行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

親投資信託 米国小型成長株式マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の小型株を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国の小型株を主要投資対象とし、Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）をベンチマークとして運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク(BlackRock Capital Management Inc.)に外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として米国小型成長株式マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未済優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a．の証券または証書、l．ならびにq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券およびl．ならびにq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができるものとします。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

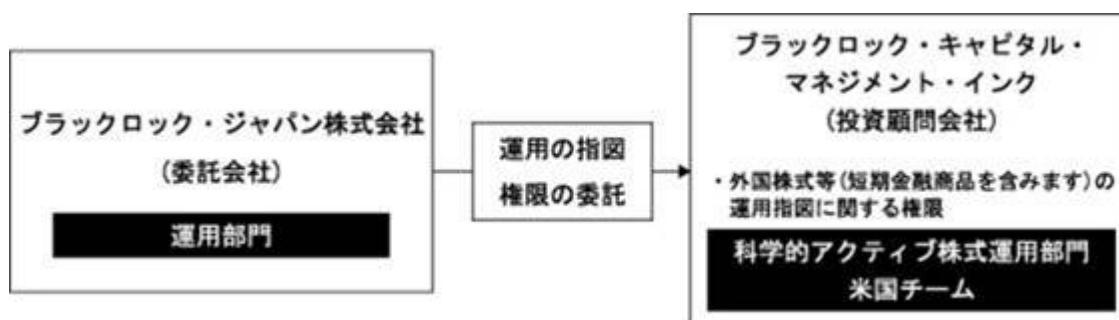
(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。

当ファンドはブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクの科学的アクティブ株式運用部門 米国チーム（4名程度）が運用を担当します。



運用体制等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約9.01兆ドル^{*}（約995兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

* 2021年3月末現在。（円換算レートは1ドル=110.500円を使用）

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（9月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

分配金額は10円以上10円単位とします。なお、分配可能額が10円未満の場合は分配を行わず、次期以降に繰越します。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約^{*}に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(5)【投資制限】

各ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

^{*} 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。

c．同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

e．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

g．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．投資する投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

i．信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ．株式分割により取得する株券
 - ハ．有償増資により取得する株券
 - ニ．売り出しにより取得する株券
 - ホ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - ヘ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプション買付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

l．有価証券の貸付けの指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) (a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

m．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．米国株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、米国に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、米国の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場全体の平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式を中心に投資します。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資します。

「Aコース（為替ヘッジなし）」は、原則として外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「Bコース（為替ヘッジあり）」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないませんが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

d．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与えることがあります。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります（スイッチングを含みます。）。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により残存口数が自動けいぞく約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

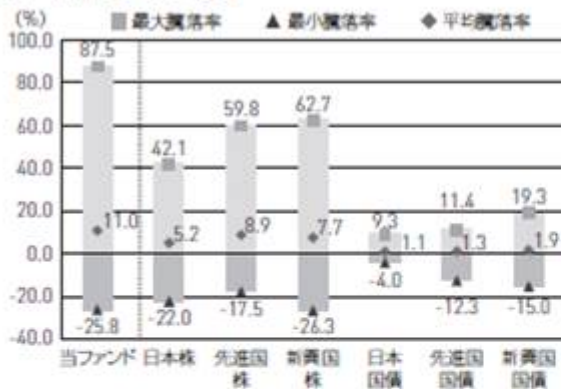
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

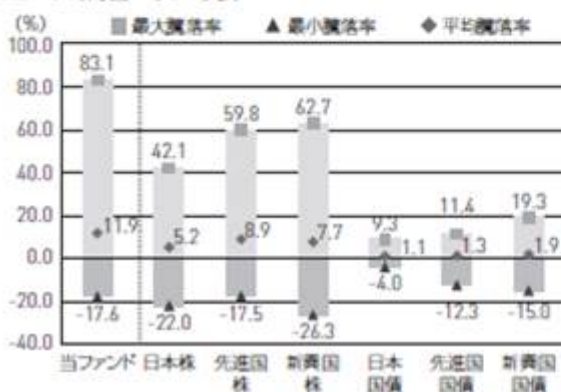
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年4月～2021年3月)

Aコース(為替ヘッジなし)



Bコース(為替ヘッジあり)



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2016年4月～2021年3月)



※上記グラフは、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

日本株→東証株価指数(配当込み)

先進国株→MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株→MSCIエマージングマーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債→NOMURA-BPI国債

先進国国債→FTSE世界国債・インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債→J.P.モルガン・グローバル・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・ファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。両指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は両指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。両指数に関する知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債・インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。両指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・グローバル・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・ファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。両指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

スイッチングにより購入する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.683%（税抜1.53%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.803% (税抜0.73%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.770% (税抜0.70%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.110% (税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}はその都度、信託財産中より支弁します。
^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2021年3月末現在のものです。

「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース(為替ヘッジなし)」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,673,479,727	100.04
内 日本	3,673,479,727	100.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,341,916	0.04
純資産総額	3,672,137,811	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	米国小型成長株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	218,273,631	12.5535	2,740,109,367	16.8297	3,673,479,727	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2021年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16期(2011年9月20日)	1,466,934,858	(同左)	0.7241	(同左)
第17期(2012年9月20日)	1,323,548,307	(同左)	0.9098	(同左)
第18期(2013年9月20日)	6,336,814,284	(同左)	1.4029	(同左)
第19期(2014年9月22日)	2,907,050,784	(同左)	1.6904	(同左)
第20期(2015年9月24日)	1,621,102,184	(同左)	1.9589	(同左)
第21期(2016年9月20日)	1,211,838,187	(同左)	1.6904	(同左)
第22期(2017年9月20日)	2,464,320,085	(同左)	2.1579	(同左)
第23期(2018年9月20日)	3,357,862,395	(同左)	2.7458	(同左)
第24期(2019年9月20日)	2,802,690,429	(同左)	2.4909	(同左)
第25期(2020年9月23日)	3,473,115,410	(同左)	2.7004	(同左)
2020年3月末現在	2,204,463,125		2.0268	
2020年4月末現在	2,476,380,741		2.3764	
2020年5月末現在	2,607,454,933		2.5161	
2020年6月末現在	2,976,521,739		2.5782	
2020年7月末現在	3,071,246,373		2.6534	
2020年8月末現在	3,606,497,528		2.8222	
2020年9月末現在	3,648,687,711		2.7346	
2020年10月末現在	3,494,151,917		2.7596	
2020年11月末現在	3,923,923,989		3.1905	
2020年12月末現在	3,752,789,645		3.4347	
2021年1月末現在	4,104,915,432		3.7005	
2021年2月末現在	3,662,534,362		3.8070	
2021年3月末現在	3,672,137,811		3.7997	

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第16期	
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
2020年9月24日～2021年3月23日	

【収益率の推移】

	収益率(%)
第16期	3.8
第17期	25.6
第18期	54.2
第19期	20.5
第20期	15.9
第21期	13.7
第22期	27.7
第23期	27.2
第24期	9.3
第25期	8.4
2020年9月24日～2021年3月23日	44.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第16期	1,865,010,236	882,517,392	2,025,895,133
第17期	1,582,516,687	2,153,684,059	1,454,727,761
第18期	5,818,736,321	2,756,474,221	4,516,989,861
第19期	1,375,526,057	4,172,799,308	1,719,716,610
第20期	126,004,776	1,018,148,402	827,572,984
第21期	68,656,824	179,338,479	716,891,329
第22期	720,751,865	295,650,155	1,141,993,039
第23期	736,368,952	655,434,248	1,222,927,743
第24期	493,778,129	591,528,758	1,125,177,114
第25期	663,772,245	502,785,817	1,286,163,542
2020年9月24日～ 2021年3月23日	256,499,579	582,425,473	960,237,648

「ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース(為替ヘッジあり)」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	537,932,093	104.35
内 日本	537,932,093	104.35
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	22,431,046	4.35
純資産総額	515,501,047	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	米国小型成長株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	31,963,261	12.3102	393,476,241	16.8297	537,932,093	104.35

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	104.35

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2021年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16期(2011年9月20日)	434,557,374	(同左)	0.8657	(同左)
第17期(2012年9月20日)	358,816,177	(同左)	1.0616	(同左)
第18期(2013年9月20日)	294,070,605	(同左)	1.2937	(同左)
第19期(2014年9月22日)	305,683,027	(同左)	1.4256	(同左)
第20期(2015年9月24日)	199,011,830	(同左)	1.4953	(同左)
第21期(2016年9月20日)	203,061,612	(同左)	1.5065	(同左)
第22期(2017年9月20日)	439,724,898	(同左)	1.7453	(同左)
第23期(2018年9月20日)	526,631,915	(同左)	2.1717	(同左)
第24期(2019年9月20日)	437,897,760	(同左)	1.9931	(同左)
第25期(2020年9月23日)	426,285,908	(同左)	2.2074	(同左)
2020年3月末現在	330,401,762		1.6060	
2020年4月末現在	393,021,689		1.9125	
2020年5月末現在	403,553,358		2.0145	
2020年6月末現在	411,911,292		2.0601	
2020年7月末現在	427,933,123		2.1811	
2020年8月末現在	448,666,537		2.3027	
2020年9月末現在	428,976,912		2.2212	
2020年10月末現在	439,881,394		2.2674	
2020年11月末現在	514,311,314		2.6349	
2020年12月末現在	525,363,149		2.8451	
2021年1月末現在	558,007,042		3.0374	
2021年2月末現在	559,035,769		3.0705	
2021年3月末現在	515,501,047		2.9409	

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第16期	
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
2020年9月24日～2021年3月23日	

収益率の推移

	収益率(%)
第16期	8.1
第17期	22.6
第18期	21.9
第19期	10.2
第20期	4.9
第21期	0.7
第22期	15.9
第23期	24.4
第24期	8.2
第25期	10.8
2020年9月24日～2021年3月23日	39.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第16期	950,864,786	637,179,267	501,990,780
第17期	297,966,851	461,957,720	337,999,911
第18期	583,727,356	694,425,123	227,302,144
第19期	403,470,066	416,351,056	214,421,154
第20期	12,850,321	94,177,906	133,093,569
第21期	31,499,960	29,806,886	134,786,643
第22期	174,374,975	57,220,032	251,941,586
第23期	103,690,887	113,135,479	242,496,994
第24期	50,773,042	73,566,433	219,703,603
第25期	48,388,456	74,975,975	193,116,084
2020年9月24日～ 2021年3月23日	22,326,517	40,153,404	175,289,197

(参考情報)

「米国小型成長株式マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	4,021,762,331	95.50
内 アメリカ	3,895,433,296	92.50
内 カナダ	33,692,529	0.80
内 ケイマン諸島	24,804,955	0.59
内 イギリス	22,212,595	0.53
内 ルクセンブルグ	10,810,423	0.26
内 ジョージア	10,035,757	0.24
内 イギリス領バージン諸島	6,989,383	0.17
内 アイルランド	6,333,813	0.15
内 オランダ	5,628,959	0.13
内 パミュータ	2,711,472	0.06
内 イスラエル	1,256,864	0.03
内 マン島	1,212,530	0.03
内 パハマ	639,755	0.02
投資証券	57,088,059	1.36
内 アメリカ	57,088,059	1.36
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	132,552,101	3.15
純資産総額	4,211,402,491	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	アメリカ	株式	資本財	2,711	15,453.39	41,894,141	19,097.47	51,773,254	1.23
2	H.B. FULLER CO.	アメリカ	株式	素材	6,625	5,848.16	38,744,087	7,063.29	46,794,349	1.11
3	MAXIMUS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4,089	8,091.09	33,084,507	9,846.54	40,262,532	0.96
4	PLUG POWER INC	アメリカ	株式	資本財	10,676	2,708.81	28,919,296	3,768.56	40,233,236	0.96
5	DECKERS OUTDOOR CORP	アメリカ	株式	耐久消費財・アパレル	1,078	26,025.07	28,055,027	36,056.03	38,868,403	0.92
6	HAMILTON LANE INC-CLASS A	アメリカ	株式	各種金融	3,647	7,363.31	26,854,011	9,648.37	35,187,629	0.84
7	FRANKLIN ELECTRIC CO INC	アメリカ	株式	資本財	3,939	7,419.44	29,225,197	8,735.01	34,407,239	0.82
8	POWER INTEGRATIONS INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	3,907	6,847.65	26,753,785	8,760.48	34,227,204	0.81
9	FRESHPET INC	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	2,025	13,068.68	26,464,080	16,853.38	34,128,101	0.81
10	VARONIS SYSTEMS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	6,219	4,380.28	27,241,019	5,433.64	33,791,849	0.80
11	LOUISIANA-PACIFIC CORP	アメリカ	株式	素材	5,545	4,216.06	23,378,064	6,032.58	33,450,699	0.79
12	MDC HOLDINGS INC	アメリカ	株式	耐久消費財・アパレル	5,131	4,806.62	24,662,780	6,478.74	33,242,462	0.79
13	CHURCHILL DOWNS INC	アメリカ	株式	消費者サービス	1,258	22,472.12	28,269,931	25,534.15	32,121,966	0.76
14	OSI SYSTEMS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,962	8,981.90	26,604,395	10,700.12	31,693,759	0.75
15	SILICON LABORATORIES INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	2,007	12,459.18	25,005,589	15,207.12	30,520,701	0.72
16	SUNRUN INC	アメリカ	株式	資本財	4,753	7,614.63	36,192,377	6,412.32	30,477,772	0.72
17	CROCS INC	アメリカ	株式	耐久消費財・アパレル	3,453	5,913.03	20,417,699	8,601.05	29,699,459	0.71
18	MARCUS & MILLICHAP INC	アメリカ	株式	不動産	7,947	3,116.84	24,769,559	3,713.21	29,508,906	0.70
19	OMNICELL INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	2,025	9,667.31	19,576,304	14,294.87	28,947,122	0.69
20	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	アメリカ	株式	資本財	5,668	4,062.28	23,025,020	5,082.69	28,808,721	0.68
21	PENN NATIONAL GAMING INC	アメリカ	株式	消費者サービス	2,474	9,812.43	24,275,964	11,385.41	28,167,520	0.67
22	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	5,882	4,153.06	24,428,335	4,758.31	27,988,413	0.66
23	BOX INC - CLASS A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	10,634	1,972.97	20,980,632	2,549.65	27,112,991	0.64
24	EMCOR GROUP INC	アメリカ	株式	資本財	2,126	8,269.76	17,581,511	12,499.15	26,573,212	0.63
25	WERNER ENTERPRISES INC	アメリカ	株式	運輸	4,811	4,689.65	22,561,908	5,318.50	25,587,343	0.61
26	TEXAS ROADHOUSE INC	アメリカ	株式	消費者サービス	2,393	7,279.74	17,420,438	10,675.76	25,547,106	0.61
27	NATERA INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,351	7,494.47	17,619,503	10,755.47	25,286,125	0.60
28	8X8 INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	7,224	1,732.61	12,516,385	3,486.25	25,184,727	0.60
29	ULTRAGENYX PHARMACEUTICAL IN	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,029	10,079.36	20,451,035	12,406.16	25,172,103	0.60
30	HOULIHAN LOKEY INC	アメリカ	株式	各種金融	3,340	7,106.57	23,735,963	7,446.35	24,870,824	0.59

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		95.50
	業種	
	食品・生活必需品小売り	0.70
	銀行	0.94
	保険	0.46
	エネルギー	0.42
	素材	3.46
	資本財	10.46
	商業・専門サービス	3.79
	運輸	1.23
	自動車・自動車部品	1.47
	耐久消費財・アパレル	4.70
	消費者サービス	5.77
	メディア・娯楽	0.97
	小売	3.33
	食品・飲料・タバコ	1.02
	家庭用品・パーソナル用品	0.43
	ヘルスケア機器・サービス	11.19
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19.28
	各種金融	2.67
	不動産	1.79
	ソフトウェア・サービス	11.63
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.57
	電気通信サービス	0.41
	公益事業	1.20
	半導体・半導体製造装置	4.59
投資証券		1.36
合計		96.85

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	アメリ カ	シカゴ商品 取引所	RUSSELL 2000 MINI JUN 21	買建	10	128,954,423	121,360,302	2.88

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

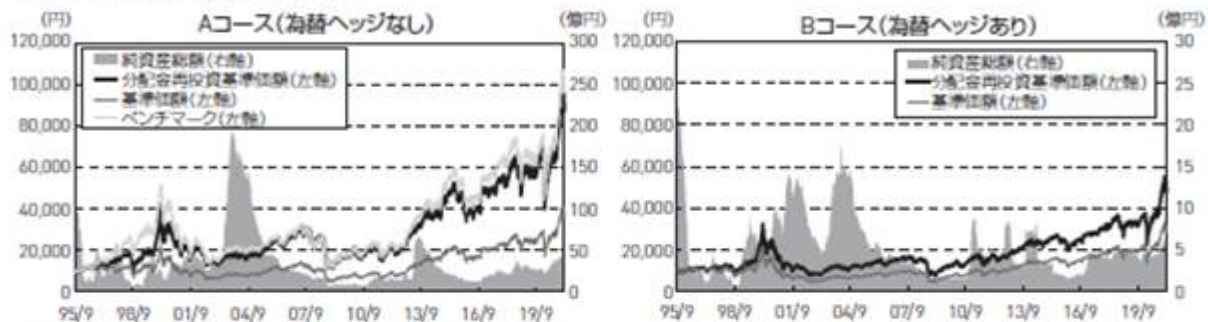
(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

運用実績

2021年3月末現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※Aコースのベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。
 ※Bコース(為替ヘッジあり)にはベンチマークはありません。

分配の推移

	第21期 2016年9月	第22期 2017年9月	第23期 2018年9月	第24期 2019年9月	第25期 2020年9月	設定来累計
Aコース(為替ヘッジなし)	0円	0円	0円	0円	0円	10,400円
Bコース(為替ヘッジあり)	0円	0円	0円	0円	0円	6,000円

※分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

順位	銘柄名	業種	比率
1	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	資本財	1.2
2	H.B. FULLER CO.	素材	1.1
3	MAXIMUS INC	ソフトウェア・サービス	1.0
4	PLUG POWER INC	資本財	1.0
5	DECKERS OUTDOOR CORP	耐久消費財・アパレル	0.9
6	HAMILTON LANE INC-CLASS A	各種金融	0.8
7	FRANKLIN ELECTRIC CO INC	資本財	0.8
8	POWER INTEGRATIONS INC	半導体・半導体製造装置	0.8
9	FRESHPET INC	食品・飲料・タバコ	0.8
10	VARONIS SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	0.8

組入上位10業種(%)

順位	業種	比率
1	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19.3
2	ソフトウェア・サービス	11.6
3	ヘルスケア機器・サービス	11.2
4	資本財	10.5
5	消費者サービス	5.8
6	耐久消費財・アパレル	4.7
7	半導体・半導体製造装置	4.6
8	産業・専門サービス	3.8
9	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.6
10	素材	3.5

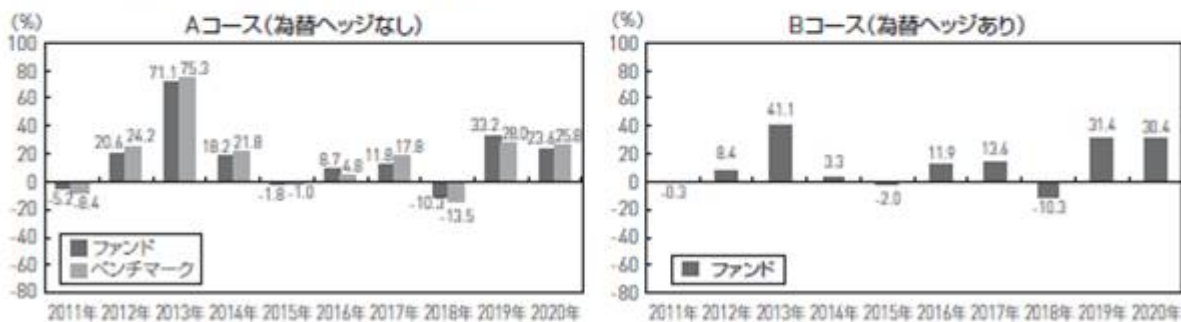
※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※直近10年間の年間収益率の推移です。

※Bコース(為替ヘッジあり)にはベンチマークはありません。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。また、当該販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款^{*}」にしたがって自動けいぞく投資契約を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日の購入とします（スイッチングを含みます。）。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます。）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。

スイッチングの場合は、売却ファンドの手取金額の範囲内で1万円以上1円単位とします。ただし、コースの全部を売却して他のコースを購入する場合には、1円以上1円単位で受け付けます。

なお、取扱いを行なうコースおよびスイッチングの取扱いは、販売会社により異なります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングによる購入の場合は、無手数料とします。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。購入時手数料は購入代金から差し引かれます。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入受付を中止することおよび既に受付けた購入受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって換金の申込をすることができます。なお、販売会社によって異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております（スイッチングを含みます。）。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません（スイッチングを含みます。）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。また、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

(7) 受益権の買取手続き

受益権の買取手続きについては、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「米小型A」、「米小型B」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は1995年9月29日から2025年9月18日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年9月21日から翌年9月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金により、自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . およびb . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

- e．委託会社は、この信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～e．の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

- a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの信託契約の換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(4) 投資者の買取請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取りを請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2019年9月21日から2020年9月23日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「米国小型成長株式マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。
なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。
- (4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2020年9月24日から2021年3月23日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。
- (6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「米国小型成長株式マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。
なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,826,492,294	3,497,583,985
未収入金	615,562	1,128
流動資産合計	2,827,107,856	3,497,585,113
資産合計	2,827,107,856	3,497,585,113
負債の部		
流動負債		
未払解約金	615,562	1,128
未払受託者報酬	1,555,622	1,599,212
未払委託者報酬	22,246,243	22,869,363
流動負債合計	24,417,427	24,469,703
負債合計	24,417,427	24,469,703
純資産の部		
元本等		
元本	1,125,177,114	1,286,163,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,677,513,315	2,186,951,868
(分配準備積立金)	414,014,017	391,055,639
元本等合計	2,802,690,429	3,473,115,410
純資産合計	2,802,690,429	3,473,115,410
負債純資産合計	2,827,107,856	3,497,585,113

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 (自 2018年 9月21日 至 2019年 9月20日)	第25期 (自 2019年 9月21日 至 2020年 9月23日)
営業収益		
有価証券売買等損益	349,014,913	356,038,583
営業収益合計	349,014,913	356,038,583
営業費用		
受託者報酬	3,242,539	3,037,463
委託者報酬	46,369,679	43,437,072
営業費用合計	49,612,218	46,474,535
営業利益又は営業損失()	398,627,131	309,564,048
経常利益又は経常損失()	398,627,131	309,564,048
当期純利益又は当期純損失()	398,627,131	309,564,048
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	178,094,963	39,045,554
期首剰余金又は期首欠損金()	2,134,934,652	1,677,513,315
剰余金増加額又は欠損金減少額	782,840,952	975,232,683
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	782,840,952	975,232,683
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,019,730,121	736,312,624
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,019,730,121	736,312,624
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,677,513,315	2,186,951,868

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第25期計算期間は当計算期間末が休業日であったため、2019年9月21日から2020年9月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,125,177,114口	1,286,163,542口
2 1口当たり純資産額	2.4909円	2.7004円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第24期 (自 2018年9月21日 至 2019年9月20日)	第25期 (自 2019年9月21日 至 2020年9月23日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	12,054,693円	11,122,890円
2 分配金の計算過程	<p>当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,307,799,006円)、分配準備積立金(414,014,017円)により、分配対象収益は1,721,813,023円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p>	<p>当計算期末における、費用控除後の配当等収益(16,242,742円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(116,886,553円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(84,480,845円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,711,415,384円)、分配準備積立金(257,926,344円)により、分配対象収益は2,186,951,868円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
期首元本額	1,222,927,743円	1,125,177,114円
期中追加設定元本額	493,778,129円	663,772,245円
期中一部解約元本額	591,528,758円	502,785,817円

2 有価証券関係

第24期(2019年9月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	178,723,197
合計	178,723,197

第25期(2020年9月23日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	309,627,019
合計	309,627,019

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株式マザーファンド	294,640,079	3,497,583,985	
親投資信託受益証券 合計		294,640,079	3,497,583,985	
合計		294,640,079	3,497,583,985	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース(為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	445,865,243	428,896,629
派生商品評価勘定	-	795,661
未収入金	873,300	31,661
流動資産合計	446,738,543	429,723,951
資産合計	446,738,543	429,723,951
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,244,417	-
未払解約金	873,300	31,661
未払受託者報酬	243,294	222,595
未払委託者報酬	3,479,772	3,183,787
流動負債合計	8,840,783	3,438,043
負債合計	8,840,783	3,438,043
純資産の部		
元本等		
元本	219,703,603	193,116,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	218,194,157	233,169,824
(分配準備積立金)	77,890,278	65,626,681
元本等合計	437,897,760	426,285,908
純資産合計	437,897,760	426,285,908
負債純資産合計	446,738,543	429,723,951

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第24期 (自 2018年 9月21日 至 2019年 9月20日)	第25期 (自 2019年 9月21日 至 2020年 9月23日)
営業収益		
有価証券売買等損益	42,418,106	34,349,766
為替差損益	2,977,576	7,264,089
営業収益合計	39,440,530	41,613,855
営業費用		
受託者報酬	482,632	451,338
委託者報酬	6,902,767	6,455,474
その他費用	10,800	5,940
営業費用合計	7,396,199	6,912,752
営業利益又は営業損失()	46,836,729	34,701,103
経常利益又は経常損失()	46,836,729	34,701,103
当期純利益又は当期純損失()	46,836,729	34,701,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	12,374,877	1,122,504
期首剰余金又は期首欠損金()	284,134,921	218,194,157
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,195,992	54,450,459
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,195,992	54,450,459
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,674,904	75,298,399
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,674,904	75,298,399
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	218,194,157	233,169,824

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
為替予約取引
個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
- 3 収益及び費用の計上基準
有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。
- 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
計算期間末日の取扱い
第25期計算期間は当計算期間末が休業日であったため、2019年9月21日から2020年9月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	219,703,603口	193,116,084口
2 1口当たり純資産額	1.9931円	2.2074円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第24期 (自 2018年9月21日 至 2019年9月20日)	第25期 (自 2019年9月21日 至 2020年9月23日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,794,429円	1,653,005円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(173,549,568円)、分配準備積立金(77,890,278円)により、分配対象収益は251,439,846円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,307,393円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(9,866,510円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(167,649,384円)、分配準備積立金(53,452,778円)により、分配対象収益は233,276,065円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第24期 (2019年9月20日現在)	第25期 (2020年9月23日現在)
期首元本額	242,496,994円	219,703,603円
期中追加設定元本額	50,773,042円	48,388,456円
期中一部解約元本額	73,566,433円	74,975,975円

2 有価証券関係

第24期(2019年9月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	28,629,677
合計	28,629,677

第25期(2020年9月23日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,741,563
合計	34,741,563

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第24期(2019年9月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	431,253,133		435,497,550	4,244,417
合計		431,253,133		435,497,550	4,244,417

区分	種類	第25期(2020年9月23日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	431,041,729		430,246,068	795,661
合計		431,041,729		430,246,068	795,661

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株式マザーファンド	36,130,694	428,896,629	
親投資信託受益証券	合計	36,130,694	428,896,629	
合計		36,130,694	428,896,629	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「米国小型成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2020年9月23日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「米国小型成長株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2020年9月23日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	106,180,757
金銭信託	13,958,002
株式	3,680,281,834
投資証券	86,789,586
派生商品評価勘定	-
未収入金	61,926,786
未収配当金	1,310,982
差入委託証拠金	12,706,515
流動資産合計	3,963,154,462
資産合計	3,963,154,462
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,019,162
未払金	33,630,786
未払解約金	32,789
流動負債合計	36,682,737
負債合計	36,682,737
純資産の部	
元本等	
元本	330,770,773
剰余金	
剰余金又は欠損金()	3,595,700,952
元本等合計	3,926,471,725
純資産合計	3,926,471,725
負債純資産合計	3,963,154,462

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年9月23日現在)
1 当該計算日における受益権総数	330,770,773口
2 1口当たり純資産額	11.8707円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式、投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2020年9月23日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2020年9月23日現在)	
同計算期間の期首元本額	304,964,217円
同計算期間中の追加設定元本額	159,947,548円
同計算期間中の一部解約元本額	134,140,992円
同計算期間末日の元本額	330,770,773円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）	294,640,079円
ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）	36,130,694円
合計	330,770,773円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2020年9月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	249,168,577
投資証券	3,095,704
合計	252,264,281

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連及び通貨関連

区分	種類	(2020年9月23日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建 アメリカドル	128,175,468		125,225,945	2,949,523
	為替予約取引 売建 アメリカドル	24,580,717		24,650,356	69,639
合計		152,756,185		149,876,301	3,019,162

(注1) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	AAON INC	1,645	56.990	93,748.550	
	ALX ONCOLOGY HOLDINGS INC	165	37.080	6,118.200	
	AMN HEALTHCARE SERVICES INC	1,817	54.900	99,753.300	
	ASGN INC	1,325	64.360	85,277.000	
	A10 NETWORKS INC	7,912	7.090	56,096.080	
	ACACIA COMMUNICATIONS INC	1,414	67.690	95,713.660	
	ACADIA PHARMACEUTICALS INC	541	40.970	22,164.770	
	ACCELERON PHARMA INC	291	109.400	31,835.400	
	ACCURAY INC	8,741	2.420	21,153.220	
	ACI WORLDWIDE INC	3,804	25.110	95,518.440	
	ADICET BIO INC	1,149	10.175	11,691.070	
	AERIE PHARMACEUTICALS INC	2,313	12.110	28,010.430	
	ADVERUM BIOTECHNOLOGIES INC	1,001	11.870	11,881.870	
	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	2,859	43.110	123,251.490	
	ADVANCED ENERGY INDUSTRIES	278	59.420	16,518.760	
	AEROVIRONMENT INC	435	63.120	27,457.200	
	AGENUS INC	13,295	4.230	56,237.850	
	AIMMUNE THERAPEUTICS INC	837	34.310	28,717.470	
	AKEBIA THERAPEUTICS INC	3,921	2.790	10,939.590	
	AKERO THERAPEUTICS INC	211	32.640	6,887.040	
	ALARM.COM HOLDINGS INC	1,365	55.580	75,866.700	
	ALECTOR INC	4,312	12.430	53,598.160	
	ALLAKOS INC	543	79.180	42,994.740	
	ALLEGIAN TRAVEL CO	258	126.880	32,735.040	
	ALLIED MOTION TECHNOLOGIES	562	39.270	22,069.740	
	ALLOGENE THERAPEUTICS INC	2,751	35.980	98,980.980	
	ALTAIR ENGINEERING INC - A	3,517	42.670	150,070.390	
	AMERICAN SOFTWARE INC-CL A	445	13.790	6,136.550	
	AMERICAN STATES WATER CO	1,970	73.490	144,775.300	
	AMERICA'S CAR-MART INC	226	88.790	20,066.540	
	AMICUS THERAPEUTICS INC	8,269	13.790	114,029.510	
	AMNEAL PHARMACEUTICALS INC	2,467	4.350	10,731.450	
	AMPHASTAR PHARMACEUTICALS IN	7,748	18.530	143,570.440	
	APELLIS PHARMACEUTICALS INC	1,512	32.150	48,610.800	
	APPIAN CORP	1,335	58.020	77,456.700	
	APPFOLIO INC - A	1,565	142.530	223,059.450	
	APPLIED INDUSTRIAL TECH INC	1,410	54.170	76,379.700	
	APPLIED OPTOELECTRONICS INC	1,230	11.110	13,665.300	
	APTINX INC	8,062	3.420	27,572.040	
	ARCUS BIOSCIENCES INC	2,237	18.700	41,831.900	
	ARCUTIS BIOTHERAPEUTICS INC	1,066	25.280	26,948.480	
	ARCTURUS THERAPEUTICS LTD	345	41.130	14,189.850	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	729	39.510	28,802.790	
	ARROWHEAD PHARMACEUTICALS IN	4,497	43.800	196,968.600	
	ARTISAN PARTNERS ASSET MA -A	784	38.640	30,293.760	
	ARVINAS INC	1,059	26.180	27,724.620	
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	623	98.710	61,496.330		
ASSETMARK FINANCIAL HOLDINGS	1,376	21.680	29,831.680		
AT HOME GROUP INC	749	15.150	11,347.350		
ATARA BIOTHERAPEUTICS INC	1,893	14.120	26,729.160		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ATHENEX INC	4,031	12.840	51,758.040	
	ATHERSYS INC	13,509	1.970	26,612.730	
	ATKORE INTERNATIONAL GROUP I	1,789	23.200	41,504.800	
	ATRICURE INC	1,120	39.030	43,713.600	
	ATRION CORPORATION	199	636.500	126,663.500	
	AVAYA HOLDINGS CORP	883	14.600	12,891.800	
	AVIS BUDGET GROUP INC	1,111	28.890	32,096.790	
	AXCELIS TECHNOLOGIES INC	1,202	22.810	27,417.620	
	AVROBIO INC	318	14.810	4,709.580	
	AXOGEN INC	931	12.570	11,702.670	
	AXSOME THERAPEUTICS INC	639	81.270	51,931.530	
	BJ'S WHOLESALE CLUB HOLDINGS	2,959	41.140	121,733.260	
	BALCHEM CORP	2,295	95.560	219,310.200	
	BANDWIDTH INC-CLASS A	885	169.170	149,715.450	
	BENEFITFOCUS INC	2,754	11.210	30,872.340	
	BIG LOTS INC	606	45.680	27,682.080	
	BIOCRYS T PHARMACEUTICALS INC	5,999	3.770	22,616.230	
	BIODELIVERY SCIENCES INTL	5,544	3.890	21,566.160	
	BIOLIFE SOLUTIONS INC	440	26.980	11,871.200	
	BIOTELEMETRY INC	2,999	43.120	129,316.880	
	BLACK DIAMOND THERAPEUTICS I	564	27.430	15,470.520	
	BLACKBAUD INC	1,728	59.350	102,556.800	
	BLACKLINE INC	372	87.100	32,401.200	
	BLUE BIRD CORP	122	11.840	1,444.480	
	BLUEPRINT MEDICINES CORP	1,780	87.270	155,340.600	
	BOISE CASCADE CO	3,234	39.600	128,066.400	
	BOSTON BEER COMPANY INC-A	17	912.860	15,518.620	
	BOTTOMLINE TECHNOLOGIES (DE)	2,022	42.650	86,238.300	
	BOX INC - CLASS A	7,965	17.950	142,971.750	
	BRIDGEBIO PHARMA INC	3,205	40.020	128,264.100	
	BRIGHAM MINERALS INC-CL A	1,338	9.100	12,175.800	
	BRIGHTCOVE	2,323	10.370	24,089.510	
	BRIGHTVIEW HOLDINGS INC	1,215	11.990	14,567.850	
	BRINK'S CO/THE	773	42.800	33,084.400	
	BROOKFIELD INFRASTRUCTUR-A	122	54.400	6,636.800	
	BROOKS AUTOMATION INC	3,514	45.840	161,081.760	
	BUCKLE INC/THE	3,515	20.610	72,444.150	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3,657	30.830	112,745.310	
	CSG SYSTEMS INTL INC	1,596	40.500	64,638.000	
	CVR ENERGY INC	1,662	13.170	21,888.540	
	CABOT MICROELECTRONICS CORP	530	138.830	73,579.900	
	CACTUS INC - A	1,052	19.680	20,703.360	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	3,274	58.130	190,317.620	
	CALAVO GROWERS INC	1,589	67.180	106,749.020	
	CALITHERA BIOSCIENCES INC	2,158	3.640	7,855.120	
	CALIX INC	3,647	18.940	69,074.180	
	CAMPING WORLD HOLDINGS INC-A	1,654	31.200	51,604.800	
	CANTEL MEDICAL CORP	1,742	43.460	75,707.320	
	CAPITAL CITY BANK GROUP INC	844	18.420	15,546.480	
	CARA THERAPEUTICS INC	2,346	14.160	33,219.360	
	CARDIOVASCULAR SYSTEMS INC	2,051	35.190	72,174.690	
	CARDLYTICS INC	1,503	68.740	103,316.220	
	CAREDX INC	1,231	33.310	41,004.610	
	CARGURUS INC	7,583	23.630	179,186.290	
	CASA SYSTEMS INC	1,486	4.085	6,070.310	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CASTLIGHT HEALTH INC-B	22,746	1.090	24,793.140	
	CAVCO INDUSTRIES INC	45	172.350	7,755.750	
	CELLULAR BIOMEDICINE GROUP I	525	18.600	9,765.000	
	CENTRAL GARDEN AND PET CO-A	2,593	34.100	88,421.300	
	CERUS CORP	13,674	6.240	85,325.760	
	CEVA INC	647	37.810	24,463.070	
	CHAMPIONS ONCOLOGY INC	3,543	8.880	31,461.840	
	CHECKMATE PHARMACEUTICALS IN	575	9.840	5,658.000	
	CHEESECAKE FACTORY	2,884	28.390	81,876.760	
	CHEMOCENTRYX INC	1,228	52.830	64,875.240	
	CHROMADEX CORP	2,335	4.230	9,877.050	
	CHURCHILL DOWNS INC	985	163.210	160,761.850	
	CHUY'S HOLDINGS INC	1,370	20.030	27,441.100	
	CIENA CORP	525	41.110	21,582.750	
	CIRRUS LOGIC INC	2,959	61.060	180,676.540	
	CLOVIS ONCOLOGY INC	2,091	6.960	14,553.360	
	CODEXIS INC	4,928	11.970	58,988.160	
	COGENT COMMUNICATIONS HOLDINGS INC	2,197	61.840	135,862.480	
	COHEN & STEERS INC	1,976	55.650	109,964.400	
	COHERUS BIOSCIENCES INC	3,756	18.820	70,687.920	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	1,111	51.470	57,183.170	
	CONN'S INC	1,993	11.010	21,942.930	
	CORVEL CORP	328	85.890	28,171.920	
	CRACKER BARREL OLD COUNTRY	221	118.550	26,199.550	
	CRINETICS PHARMACEUTICALS IN	1,709	14.490	24,763.410	
	CROCS INC	2,367	43.860	103,816.620	
	CRYOLIFE INC	2,003	18.000	36,054.000	
	CRYOPORT INC	843	45.710	38,533.530	
	CUBIC CORP	226	54.730	12,368.980	
	CUE BIOPHARMA INC	2,098	16.180	33,945.640	
	CYBEROPTICS CORP	340	30.630	10,414.200	
	CYTOKINETICS INC	1,974	20.580	40,624.920	
	CYTOMX THERAPEUTICS INC	2,657	6.720	17,855.040	
	DAVE & BUSTER'S ENTERTAINMEN	591	16.620	9,822.420	
	DECIPHERA PHARMACEUTICALS IN	839	52.010	43,636.390	
	DECKERS OUTDOOR CORP	466	213.670	99,570.220	
	DELEK US HOLDINGS INC	8,097	11.780	95,382.660	
	DENALI THERAPEUTICS INC	1,435	35.870	51,473.450	
	DENNY'S CORP	7,941	10.260	81,474.660	
	DESIGNER BRANDS INC-CLASS A	3,669	6.150	22,564.350	
	DICERNA PHARMACEUTICALS INC	956	19.670	18,804.520	
	DIGITAL TURBINE INC	1,362	32.170	43,815.540	
	DINE BRANDS GLOBAL INC	1,085	56.260	61,042.100	
	DOMO INC - CLASS B	720	38.550	27,756.000	
	DORMAN PRODUCTS INC	507	83.380	42,273.660	
	DURECT CORPORATION	3,813	1.760	6,710.880	
	DYCOM INDUSTRIES INC	258	55.000	14,190.000	
	DYNAVAX TECHNOLOGIES CORP	2,596	4.920	12,772.320	
	ELF BEAUTY INC	2,136	19.120	40,840.320	
	EAGLE PHARMACEUTICALS INC	221	39.800	8,795.800	
	ECHO GLOBAL LOGISTICS INC	2,207	25.560	56,410.920	
	EDITAS MEDICINE INC	3,233	32.760	105,913.080	
	EHEALTH INC	445	75.670	33,673.150	
	EIDOS THERAPEUTICS INC	865	45.180	39,080.700	
	EIGER BIOPHARMACEUTICALS INC	944	9.650	9,109.600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	8X8 INC	12,659	15.650	198,113.350	
	ELOXX PHARMACEUTICALS INC	3,580	2.900	10,382.000	
	EMCOR GROUP INC	2,351	66.250	155,753.750	
	EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	2,028	100.750	204,321.000	
	ENANTA PHARMACEUTICALS INC	861	44.540	38,348.940	
	ENSIGN GROUP INC/THE	676	55.400	37,450.400	
	EPLUS INC	2,478	73.900	183,124.200	
	EPIZYME INC	1,448	12.660	18,331.680	
	ESCO TECHNOLOGIES INC	1,338	80.540	107,762.520	
	EVENTBRITE INC-CLASS A	2,234	11.600	25,914.400	
	EVERBRIDGE INC	262	135.340	35,459.080	
	EVERQUOTE INC - CLASS A	1,019	42.060	42,859.140	
	EVOLUTION PETROLEUM CORP	337	2.380	802.060	
	EVOQUA WATER TECHNOLOGIES CO	5,747	19.700	113,215.900	
	EXPONENT INC	2,731	73.730	201,356.630	
	EXTREME NETWORKS INC	10,878	4.120	44,817.360	
	FARO TECHNOLOGIES INC	1,046	56.990	59,611.540	
	FATE THERAPEUTICS INC	3,008	37.090	111,566.720	
	FEDERATED HERMES INC	2,028	21.130	42,851.640	
	FIBROGEN INC	3,525	43.840	154,536.000	
	FIRSTCASH INC	1,940	58.270	113,043.800	
	FITBIT INC - A	14,463	6.420	92,852.460	
	FIVE9 INC	776	126.630	98,264.880	
	FLEXION THERAPEUTICS INC	4,748	11.070	52,560.360	
	FLUIDIGM CORP	3,747	8.400	31,474.800	
	FORMFACTOR INC	2,362	24.550	57,987.100	
	FORRESTER RESEARCH INC	304	31.990	9,724.960	
	FORUM ENERGY TECHNOLOGIES IN	6	0.547	3.280	
	FORWARD AIR CORPORATION	2,973	55.820	165,952.860	
	FOUNDATION BUILDING MATERIAL	1,796	14.880	26,724.480	
	FOX FACTORY HOLDING CORP	2,297	76.040	174,663.880	
	FRANKLIN COVEY CO	1,147	17.580	20,164.260	
	FRANKLIN ELECTRIC CO INC	2,906	57.860	168,141.160	
	FRESHPET INC	1,950	106.990	208,630.500	
	FREQUENCY THERAPEUTICS INC	544	22.470	12,223.680	
	H.B. FULLER CO.	802	47.770	38,311.540	
	G1 THERAPEUTICS INC	990	13.580	13,444.200	
	GAIA INC	1,996	9.660	19,281.360	
	GENERAC HOLDINGS INC	1,862	182.900	340,559.800	
	GENMARK DIAGNOSTICS INC	1,682	14.125	23,758.250	
	GIBRALTAR INDUSTRIES INC	296	62.000	18,352.000	
	GLOBUS MEDICAL INC - A	1,371	50.270	68,920.170	
	GLU MOBILE INC	3,845	7.490	28,799.050	
	GOPRO INC-CLASS A	2,117	4.150	8,785.550	
	GOSSAMER BIO INC	1,266	12.460	15,774.360	
	GREEN BRICK PARTNERS INC	702	16.960	11,905.920	
	GREEN DOT CORP-CLASS A	354	49.580	17,551.320	
	GREENSKY INC-CLASS A	2,660	4.330	11,517.800	
	GRID DYNAMICS HOLDINGS INC	4,424	7.200	31,852.800	
	GUESS? INC	1,809	12.670	22,920.030	
	HMS HOLDINGS CORP	3,919	24.140	94,604.660	
	HACKETT GROUP INC/THE	5,382	12.250	65,929.500	
	HAEMONETICS CORP/MASS	1,216	84.500	102,752.000	
	HALOZYME THERAPEUTICS INC	6,244	26.610	166,152.840	
	HAMILTON LANE INC-CLASS A	5,376	61.980	333,204.480	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HARPOON THERAPEUTICS INC	2,282	17.130	39,090.660	
	HEALTH CATALYST INC	788	34.350	27,067.800	
	HEALTHEQUITY INC	2,809	47.800	134,270.200	
	HEARTLAND EXPRESS INC	4,672	18.470	86,291.840	
	HERON THERAPEUTICS INC	968	15.520	15,023.360	
	HOOKEER FURNITURE CORP	525	26.340	13,828.500	
	HOOKIPA PHARMA INC	1,937	9.530	18,459.610	
	HOSTESS BRANDS INC	2,955	12.805	37,838.770	
	HOULIHAN LOKEY INC	1,473	57.070	84,064.110	
	HUB GROUP INC-CL A	1,029	48.700	50,112.300	
	HURON CONSULTING GROUP INC	409	38.890	15,906.010	
	IDT CORP-CLASS B	3,643	6.550	23,861.650	
	ICF INTERNATIONAL INC	210	61.900	12,999.000	
	IRHYTHM TECHNOLOGIES INC	714	222.210	158,657.940	
	IDACORP INC	79	81.330	6,425.070	
	IMMUNOGEN INC	1,400	3.860	5,404.000	
	IMMUNOVANT INC	359	35.760	12,837.840	
	INFUSYSTEM HOLDINGS INC	792	12.970	10,272.240	
	INGEVITY CORP	2,205	49.920	110,073.600	
	INGLES MARKETS INC-CLASS A	51	35.400	1,805.400	
	INHIBRX INC	898	17.310	15,544.380	
	INSIGHT ENTERPRISES INC	733	56.940	41,737.020	
	INSMED INC	2,873	33.200	95,383.600	
	INPHI CORP	1,054	110.090	116,034.860	
	INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	749	128.000	95,872.000	
	INOVIO PHARMACEUTICALS INC	5,608	16.980	95,223.840	
	INSPERITY INC	1,101	65.250	71,840.250	
	INOGEN INC	1,102	28.940	31,891.880	
	INSTALLED BUILDING PRODUCTS	253	97.780	24,738.340	
	INOVALON HOLDINGS INC - A	7,807	25.025	195,370.170	
	INNOVIVA INC	6,365	11.185	71,192.520	
	INOZYME PHARMA INC	350	22.650	7,927.500	
	INTEGER HOLDINGS CORP	493	56.500	27,854.500	
	INTELLIA THERAPEUTICS INC	3,552	22.580	80,204.160	
	INTERCEPT PHARMACEUTICALS INC	281	39.650	11,141.650	
	INTERDIGITAL INC	338	57.780	19,529.640	
	INTERSECT ENT INC	1,813	16.880	30,603.440	
	INVESTORS TITLE CO	75	137.000	10,275.000	
	INVITAE CORP	4,128	43.100	177,916.800	
	IROBOT CORP	3,040	76.750	233,320.000	
	IRONWOOD PHARMACEUTICALS INC	7,745	9.680	74,971.600	
	ITEOS THERAPEUTICS INC	653	25.580	16,703.740	
	ITRON INC	1,064	56.670	60,296.880	
	J & J SNACK FOODS CORP	1,447	125.630	181,786.610	
	JACK IN THE BOX INC	745	83.220	61,998.900	
	JOHN BEAN TECHNOLOGIES CORP	1,150	97.790	112,458.500	
	JOINT CORP/THE	2,792	16.640	46,458.880	
	JOUNCE THERAPEUTICS INC	557	8.730	4,862.610	
	J2 GLOBAL INC	2,034	70.280	142,949.520	
	KBR INC	1,532	23.430	35,894.760	
	KADMON HOLDINGS INC	3,554	4.240	15,068.960	
	KALEIDO BIOSCIENCES INC	3,546	5.550	19,680.300	
	KALVISTA PHARMACEUTICALS INC	955	13.470	12,863.850	
	KARUNA THERAPEUTICS INC	149	79.650	11,867.850	
	KARYOPHARM THERAPEUTICS INC	5,015	16.250	81,493.750	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KENNEDY-WILSON HOLDINGS INC	659	14.310	9,430.290	
	KFORCE INC	3,120	33.960	105,955.200	
	KIMBALL INTERNATIONAL-B	664	11.170	7,416.880	
	KINDRED BIOSCIENCES INC	1,366	4.920	6,720.720	
	KINSALE CAPITAL GROUP INC	803	179.790	144,371.370	
	KODIAK SCIENCES INC	514	52.260	26,861.640	
	KRATOS DEFENSE AND SECURITY SOLUTION	1,343	18.870	25,342.410	
	KURA ONCOLOGY INC	786	29.160	22,919.760	
	LHC GROUP INC	1,292	203.640	263,102.880	
	LGI HOMES INC	308	112.500	34,650.000	
	LCI INDUSTRIES	1,781	107.710	191,831.510	
	LA-Z-BOY INC	1,522	31.400	47,790.800	
	LANCASTER COLONY CORP	164	176.870	29,006.680	
	LANTHEUS HOLDINGS INC	766	12.440	9,529.040	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	2,795	27.790	77,673.050	
	LEMAITRE VASCULAR INC	2,423	32.500	78,747.500	
	LIGAND PHARMACEUTICALS	919	89.560	82,305.640	
	LIMELIGHT NETWORKS INC	5,485	6.350	34,829.750	
	LINDBLAD EXPEDITIONS HOLDING	982	9.430	9,260.260	
	LIQUIDIA TECHNOLOGIES INC	1,967	5.220	10,267.740	
	LITHIA MOTORS INC-CL A	96	228.490	21,935.040	
	LIVEPERSON INC	2,057	51.440	105,812.080	
	LIVENT CORP	2,353	8.320	19,576.960	
	LOGICBIO THERAPEUTICS INC	2,943	6.030	17,746.290	
	LUMINEX CORP	2,892	24.670	71,345.640	
	LYRA THERAPEUTICS INC	1,009	11.970	12,077.730	
	MDC HOLDINGS INC	3,848	46.600	179,316.800	
	MSA SAFETY INC	672	132.400	88,972.800	
	MYR GROUP INC/DELAWARE	667	35.060	23,385.020	
	MACROGENICS INC	923	25.790	23,804.170	
	STEVEN MADDEN LTD	3,612	19.830	71,625.960	
	MADRIGAL PHARMACEUTICALS INC	358	124.210	44,467.180	
	MAGENTA THERAPEUTICS INC	567	7.160	4,059.720	
	MALIBU BOATS INC - A	1,951	53.380	104,144.380	
	MANTECH INTERNATIONAL CORP-A	1,426	71.410	101,830.660	
	MARCUS & MILLICHAP INC	4,620	26.050	120,351.000	
	MARINEMAX INC	675	25.870	17,462.250	
	MARTEN TRANSPORT LTD	1,113	16.030	17,841.390	
	MASONITE INTERNATIONAL CORP	575	90.880	52,256.000	
	MASTEC INC	817	41.700	34,068.900	
	MATERION CORP	820	50.650	41,533.000	
	MATTHEWS INTL CORP-CLASS A	1,736	22.240	38,608.640	
	MAXLINEAR INC-CLASS A	1,815	23.510	42,670.650	
	MAXIMUS INC	3,061	68.610	210,015.210	
	MCGRATH RENTCORP	1,457	58.440	85,147.080	
	MEDIFAST INC	68	173.710	11,812.280	
	MEDPACE HOLDINGS INC	1,142	112.930	128,966.060	
	MERCURY SYSTEMS INC	375	76.790	28,796.250	
	MERIDIAN BIOSCIENCE INC	2,124	17.185	36,500.940	
	MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	2,005	41.540	83,287.700	
	MERSANA THERAPEUTICS INC	473	20.860	9,866.780	
	MESA LABORATORIES INC	43	235.250	10,115.750	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	247	154.250	38,099.750	
	HERMAN MILLER INC	5,342	31.880	170,302.960	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MILLER INDUSTRIES INC/TENN	12	31.120	373.440	
	MIRATI THERAPEUTICS INC	1,213	163.790	198,677.270	
	MODEL N INC	165	36.910	6,090.150	
	MOELIS & CO - CLASS A	906	33.100	29,988.600	
	MOMENTA PHARMACEUTICALS INC	3,604	52.360	188,705.440	
	MONRO INC	1,806	41.840	75,563.040	
	MORPHIC HOLDING INC	914	26.710	24,412.940	
	MYOKARDIA INC	438	132.610	58,083.180	
	NIC INC	411	20.280	8,335.080	
	NGM BIOPHARMACEUTICALS INC	2,574	16.740	43,088.760	
	NANOSTRING TECHNOLOGIES INC	2,059	45.780	94,261.020	
	NATERA INC	3,002	64.010	192,158.020	
	NATHAN'S FAMOUS INC	28	52.470	1,469.160	
	NATIONAL BEVERAGE CORP	444	72.610	32,238.840	
	NATIONAL RESEARCH CORP	1,202	48.380	58,152.760	
	NEOGEN CORP	2,483	78.540	195,014.820	
	NEOLEUKIN THERAPEUTICS INC	1,073	11.830	12,693.590	
	NEOGENOMICS INC	4,733	35.910	169,962.030	
	NEVRO CORP	1,417	144.430	204,657.310	
	NEW JERSEY RESOURCES CORP	4,736	27.080	128,250.880	
	NEXTGEN HEALTHCARE INC	3,577	12.270	43,889.790	
	NORTHWEST NATURAL HOLDING CO	242	45.390	10,984.380	
	NOVAGOLD RESOURCES INC	14,756	11.340	167,333.040	
	NOVAVAX INC	743	111.630	82,941.090	
	NOVANTA INC	674	103.150	69,523.100	
	NUVASIVE INC	1,380	51.030	70,421.400	
	NURIX THERAPEUTICS INC	594	30.640	18,200.160	
	OSI SYSTEMS INC	3,043	78.340	238,388.620	
	OIL-DRI CORP OF AMERICA	685	36.950	25,310.750	
	OMNICELL INC	1,528	70.780	108,151.840	
	OMEROS CORP	3,782	10.980	41,526.360	
	ONE GAS INC	359	68.220	24,490.980	
	1-800-FLOWERS.COM INC-CL A	2,712	24.400	66,172.800	
	1LIFE HEALTHCARE INC	2,164	26.300	56,913.200	
	ONTO INNOVATION INC	272	28.890	7,858.080	
	ONTRAK INC	241	62.860	15,149.260	
	OOMA INC	3,269	13.270	43,379.630	
	OPKO HEALTH INC	3,727	3.220	12,000.940	
	OPTION CARE HEALTH INC	2,129	11.710	24,930.590	
	ORASURE TECHNOLOGIES INC	2,712	11.915	32,313.480	
	ORIC PHARMACEUTICALS INC	759	20.370	15,460.830	
	ORMAT TECHNOLOGIES INC	521	56.420	29,394.820	
	OVERSTOCK.COM INC	1,717	79.340	136,226.780	
	OXFORD INDUSTRIES INC	530	40.640	21,539.200	
	OYSTER POINT PHARMA INC	1,149	19.310	22,187.190	
	PBF ENERGY INC-CLASS A	5,729	6.860	39,300.940	
	PC CONNECTION INC	921	40.560	37,355.760	
	PJT PARTNERS INC - A	214	57.420	12,287.880	
	PTC THERAPEUTICS INC	3,090	46.120	142,510.800	
	PACIFIC BIOSCIENCES OF CALIF	4,846	8.785	42,572.110	
	PAN AMERICAN SILVER CORP-CVR	3,519	0.000	0.000	
	PAPA JOHN'S INTL INC	1,263	87.090	109,994.670	
	PAR TECHNOLOGY CORP/DEL	610	43.710	26,663.100	
	PAR PACIFIC HOLDINGS INC	4,408	7.670	33,809.360	
	PASSAGE BIO INC	722	14.240	10,281.280	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PATRICK INDUSTRIES INC	118	53.320	6,291.760	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	216	149.890	32,376.240	
	PENN NATIONAL GAMING INC	1,904	74.365	141,590.960	
	PERSONALIS INC	1,989	23.850	47,437.650	
	PETIQ INC	1,902	29.040	55,234.080	
	PHREESIA INC	1,607	29.660	47,663.620	
	PIERIS PHARMACEUTICALS INC	3,129	2.240	7,008.960	
	PING IDENTITY HOLDING CORP	2,914	30.880	89,984.320	
	PLANTRONICS INC	512	12.310	6,302.720	
	PLUG POWER INC	10,234	12.930	132,325.620	
	POSEIDA THERAPEUTICS INC	1,789	10.080	18,033.120	
	POWER INTEGRATIONS INC	2,936	52.660	154,609.760	
	PQ GROUP HOLDINGS INC	1,386	10.340	14,331.240	
	PRECISION BIOSCIENCES INC	5,152	5.450	28,078.400	
	PREVAIL THERAPEUTICS INC	3,443	11.310	38,940.330	
	PRINCIPIA BIOPHARMA INC	711	100.000	71,100.000	
	PROGRESS SOFTWARE CORP	2,779	36.030	100,127.370	
	PROGYNY INC	1,869	26.710	49,920.990	
	PROS HOLDINGS INC	4,369	32.920	143,827.480	
	PROTO LABS INC	1,447	133.900	193,753.300	
	PROVENTION BIO INC	816	12.930	10,550.880	
	PUMA BIOTECHNOLOGY INC	2,644	10.180	26,915.920	
	QAD INC-A	1,844	42.010	77,466.440	
	PZENA INVESTMENT MANAGM-CL A	1,354	5.190	7,027.260	
	QUALYS INC	4,244	97.200	412,516.800	
	QUANTERIX CORP	1,851	33.280	61,601.280	
	QUINSTREET INC	829	15.310	12,691.990	
	RLI CORP	520	82.980	43,149.600	
	RMR GROUP INC/THE - A	3,074	27.570	84,750.180	
	RH	370	371.960	137,625.200	
	PADIANT LOGISTICS INC	1,454	5.080	7,386.320	
	RADIUS HEALTH INC	3,332	11.780	39,250.960	
	RADNET INC	1,329	14.460	19,217.340	
	RAPID7 INC	3,702	61.580	227,969.160	
	RBC BEARINGS INC	1,006	117.520	118,225.120	
	REDFIN CORP	4,196	47.000	197,212.000	
	REGENXBIO INC	2,426	28.900	70,111.400	
	REPLIGEN CORP	203	143.960	29,223.880	
	RENT-A-CENTER INC	1,253	29.850	37,402.050	
	REPLIMUNE GROUP INC	793	22.150	17,564.950	
	RETROPHIN INC	2,743	18.720	51,348.960	
	REVANCE THERAPEUTICS INC	716	27.440	19,647.040	
	REVOLUTION MEDICINES INC	905	33.230	30,073.150	
	RIGEL PHARMACEUTICALS INC	15,529	2.270	35,250.830	
	RIMINI STREET INC	9,718	3.430	33,332.740	
	RINGCENTRAL INC-CLASS A	398	268.820	106,990.360	
	RIVERVIEW BANCORP INC	3,700	3.820	14,134.000	
	RUBIUS THERAPEUTICS INC	1,838	5.060	9,300.280	
	RUTH'S HOSPITALITY GROUP INC	997	11.370	11,335.890	
	SJW GROUP	493	60.660	29,905.380	
	SPS COMMERCE INC	1,830	74.030	135,474.900	
	SVMK INC	2,068	22.980	47,522.640	
	SAIA INC	1,389	120.860	167,874.540	
	SAILPOINT TECHNOLOGIES HOLDI	1,584	38.240	60,572.160	
	JOHN B. SANFILIPPO & SON INC	482	74.160	35,745.120	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SANGAMO BIOSCIENCES INC	5,643	10.510	59,307.930	
	SCHRODINGER INC	538	51.130	27,507.940	
	SCIENTIFIC GAMES CORP	967	33.770	32,655.590	
	SEASPINE HOLDINGS CORP	1,101	14.120	15,546.120	
	SEAWORLD ENTERTAINMENT INC	916	19.730	18,072.680	
	SELECT MEDICAL HOLDINGS CORP	2,252	19.220	43,283.440	
	SELECTA BIOSCIENCES INC	3,451	2.560	8,834.560	
	SEMTECH CORP	3,064	51.370	157,397.680	
	SERES THERAPEUTICS INC	2,389	26.490	63,284.610	
	SHENANDOAH TELECOMMUNICATION	1,637	44.020	72,060.740	
	SHOE CARNIVAL INC	249	37.060	9,227.940	
	SHOCKWAVE MEDICAL INC	1,435	70.250	100,808.750	
	SILICON LABORATORIES INC	1,591	95.420	151,813.220	
	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	2,136	119.150	254,504.400	
	SLEEP NUMBER CORP	392	49.460	19,388.320	
	SOLID BIOSCIENCES INC	2,867	2.230	6,393.410	
	SONOS INC	2,126	15.040	31,975.040	
	SORRENTO THERAPEUTICS INC	5,134	10.780	55,344.520	
	SOUTHWEST GAS HOLDINGS INC	492	62.260	30,631.920	
	SPECTRUM PHARMACEUTICALS INC	7,434	4.610	34,270.740	
	SPRINGWORKS THERAPEUTICS INC	499	51.990	25,943.010	
	SPROUT SOCIAL INC - CLASS A	896	37.370	33,483.520	
	STAAR SURGICAL CO	268	55.350	14,833.800	
	STAMPS.COM INC	1,088	225.360	245,191.680	
	STANDARD MOTOR PRODS	822	42.890	35,255.580	
	STEELCASE INC-CL A	3,557	11.350	40,371.950	
	STITCH FIX INC-CLASS A	1,795	31.380	56,327.100	
	STRATEGIC EDUCATION INC	1,120	94.180	105,481.600	
	SUMMIT MATERIALS INC -CL A	2,714	15.660	42,501.240	
	SUNRUN INC	3,978	62.800	249,818.400	
	SUPERNUS PHARMACEUTICALS INC	5,585	21.155	118,150.670	
	SUTRO BIOPHARMA INC	3,320	11.000	36,520.000	
	SYNAPTICS INC	1,816	81.100	147,277.600	
	SYROS PHARMACEUTICALS INC	1,377	9.905	13,639.180	
	TABULA RASA HEALTHCARE INC	329	39.000	12,831.000	
	TACTILE SYSTEMS TECHNOLOGY I	4,072	32.670	133,032.240	
	TANDEM DIABETES CARE INC	93	108.340	10,075.620	
	TECHTARGET	2,410	41.250	99,412.500	
	TELADOC HEALTH INC	516	215.280	111,084.480	
	TELENAV INC	1,962	3.770	7,396.740	
	TETRA TECH INC	2,478	88.320	218,856.960	
	TEXAS ROADHOUSE INC	4,819	63.350	305,283.650	
	TG THERAPEUTICS INC	2,248	25.640	57,638.720	
	REALREAL INC/THE	3,057	16.510	50,471.070	
	TILLY'S INC-CLASS A SHRS	1,055	6.700	7,068.500	
	TOPBUILD CORP	786	161.870	127,229.820	
	TRANSLATE BIO INC	619	13.250	8,201.750	
	TRANSMEDICS GROUP INC	1,066	14.310	15,254.460	
	TREX COMPANY INC	2,728	68.240	186,158.720	
	TRINET GROUP INC	1,269	60.150	76,330.350	
	TRUPANION INC	2,509	69.820	175,178.380	
	TTEC HOLDINGS INC	205	54.160	11,102.800	
	TURNING POINT THERAPEUTICS I	804	84.840	68,211.360	
	TWIST BIOSCIENCE CORP	842	66.720	56,178.240	
	II-VI INC	1,466	40.750	59,739.500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	U.S. PHYSICAL THERAPY INC	757	84.980	64,329.860	
	ULTRAGENYX PHARMACEUTICAL IN	2,521	82.810	208,764.010	
	UNIFIRST CORP/MA	238	183.060	43,568.280	
	URBAN OUTFITTERS INC	535	21.100	11,288.500	
	VAREX IMAGING CORP	1,007	12.020	12,104.140	
	VARONIS SYSTEMS INC	1,674	115.800	193,849.200	
	VERACYTE INC	3,057	31.570	96,509.490	
	VERINT SYSTEMS INC	1,952	48.060	93,813.120	
	VERRA MOBILITY CORP	3,765	9.640	36,294.600	
	VICOR CORP	858	77.640	66,615.120	
	VIELA BIO INC	285	26.960	7,683.600	
	VIEMED HEALTHCARE INC	4,036	8.810	35,557.160	
	VIR BIOTECHNOLOGY INC	1,740	32.890	57,228.600	
	VISTEON CORP	2,383	68.400	162,997.200	
	VIVINT SOLAR INC	1,221	34.530	42,161.130	
	VOCERA COMMUNICATIONS INC	1,527	27.560	42,084.120	
	VOLITIONRX LTD	2,636	2.940	7,749.840	
	VONAGE HOLDINGS CORP	3,445	10.540	36,310.300	
	VOYAGER THERAPEUTICS INC	2,179	12.060	26,278.740	
	W&T OFFSHORE INC	10,598	1.840	19,500.320	
	WD-40 CO	171	194.990	33,343.290	
	WEIS MARKETS INC	691	47.470	32,801.770	
	WERNER ENTERPRISES INC	4,717	42.170	198,915.890	
	WINGSTOP INC	1,682	142.870	240,307.340	
	WINNEBAGO INDUSTRIES	271	51.500	13,956.500	
	WORTHINGTON INDUSTRIES	286	37.690	10,779.340	
	WW INTERNATIONAL INC	1,791	19.310	34,584.210	
	XPEL INC	525	23.650	12,416.250	
	XENCOR INC	2,872	38.850	111,577.200	
	X4 PHARMACEUTICALS INC	825	6.980	5,758.500	
	Y-MABS THERAPEUTICS INC	686	38.220	26,218.920	
	YELP INC	971	19.980	19,400.580	
	YEXT INC	7,292	15.700	114,484.400	
	YETI HOLDINGS INC	4,728	47.040	222,405.120	
	ZENTALIS PHARMACEUTICALS INC	284	28.220	8,014.480	
	ZIOPHARM ONCOLOGY INC	2,712	2.640	7,159.680	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC-A	414	34.420	14,249.880	
	ZUORA INC - CLASS A	904	10.170	9,193.680	
	ZYNEX INC	472	17.180	8,108.960	
	AMBARELLA INC	1,636	50.570	82,732.520	
	BEYONDSRING INC	1,488	13.720	20,415.360	
	BIOHAVEN PHARMACEUTICAL HOLD	1,231	62.000	76,322.000	
	CALEDONIA MINING CORP PLC	1,463	17.160	25,105.080	
	CARDTRONICS PLC - A	480	20.930	10,046.400	
	CENTRAL EUROPEAN MEDIA ENT-A	1,553	4.240	6,584.720	
	CIMPRESS PLC	336	75.350	25,317.600	
	CUSHMAN & WAKEFIELD PLC	1,945	10.540	20,500.300	
	GAN LTD	1,221	16.860	20,586.060	
	HELEN OF TROY LTD	789	191.460	151,061.940	
	ICHOR HOLDINGS LTD	1,695	21.740	36,849.300	
	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOG	20,457	11.960	244,665.720	
	KINIKSA PHARMACEUTICALS-A	1,960	16.590	32,516.400	
	LIVANOVA PLC	1,635	42.500	69,487.500	
	MEIRAGTX HOLDINGS PLC	761	12.760	9,710.360	
	NOVOCURE LTD	153	104.150	15,934.950	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	QUOTIENT LTD	4,078	5.320	21,694.960	
	SAPIENS INTERNATIONAL CORP	2,958	30.220	89,390.760	
	THERAVANCE BIOPHARMA INC	5,731	16.920	96,968.520	
	TRINSEO SA	1,776	26.420	46,921.920	
	UROGEN PHARMA LTD	613	20.530	12,584.890	
	AFFIMED NV	9,078	3.500	31,773.000	
	CENOTOGENE NV	263	11.050	2,906.150	
	WRIGHT MEDICAL GROUP NV	1,324	30.540	40,434.960	
	NYMOX PHARMACEUTICAL CORP	2,603	2.390	6,221.170	
	WAVE LIFE SCIENCES LTD	1,175	15.840	18,612.000	
アメリカドル 小計		1,216,157		35,003,631.670 (3,680,281,834)	
合計		1,216,157		3,680,281,834 (3,680,281,834)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	CARETRUST REIT INC	820.000	15,202.800	
		COREPOINT LODGING INC	3,640.000	17,799.600	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	1,958.000	78,868.240	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,979.000	99,236.260	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	754.000	31,517.200	
		QTS REALTY TRUST INC-CL A	7,353.000	460,665.450	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	166.000	6,093.860	
		TERRENO REALTY CORP	1,365.000	73,669.050	
		UNITI GROUP INC	4,328.000	42,414.400	
	アメリカドル 小計	24,363.000	825,466.860 (86,789,586)		
投資証券 合計		24,363.000	86,789,586 (86,789,586)		
合計			86,789,586 (86,789,586)		

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2 小計・合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。
- 4 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資 証券時価 比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 投資証券 554銘柄 9銘柄	97.7% -%	- % 2.3%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【中間財務諸表】

【ブラックロック米国小型成長株式オープン Aコース(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	3,790,763,390
未収入金	3,648,680
流動資産合計	3,794,412,070
資産合計	3,794,412,070
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,648,680
未払受託者報酬	2,131,533
未払委託者報酬	30,481,568
流動負債合計	36,261,781
負債合計	36,261,781
純資産の部	
元本等	
元本	960,237,648
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	2,797,912,641
(分配準備積立金)	233,419,228
元本等合計	3,758,150,289
純資産合計	3,758,150,289
負債純資産合計	3,794,412,070

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2020年9月24日 至 2021年3月23日)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,499,825,076
営業収益合計	1,499,825,076
営業費用	
受託者報酬	2,131,533
委託者報酬	30,481,568
営業費用合計	32,613,101
営業利益又は営業損失()	1,467,211,975
経常利益又は経常損失()	1,467,211,975
中間純利益又は中間純損失()	1,467,211,975
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	447,820,486
期首剰余金又は期首欠損金()	2,186,951,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	609,218,191
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	609,218,191
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,017,648,907
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,017,648,907
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,797,912,641

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	960,237,648口
2 1口当たり純資産額	3.9138円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当中間計算期間 (自 2020年9月24日 至 2021年3月23日)
資産運用の権限を再委託する 場合の当該委託費用	7,780,216円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)
期首元本額	1,286,163,542円
期中追加設定元本額	256,499,579円
期中一部解約元本額	582,425,473円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロック米国小型成長株式オープン Bコース(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末
(2021年3月23日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	558,225,930
派生商品評価勘定	1,052,908
未収入金	56,120
流動資産合計	559,334,958
資産合計	559,334,958
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,391,409
未払解約金	56,120
未払受託者報酬	283,452
未払委託者報酬	4,054,105
流動負債合計	18,785,086
負債合計	18,785,086
純資産の部	
元本等	
元本	175,289,197
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	365,260,675
(分配準備積立金)	52,904,175
元本等合計	540,549,872
純資産合計	540,549,872
負債純資産合計	559,334,958

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2020年9月24日 至 2021年3月23日)
営業収益	
有価証券売買等損益	194,948,567
為替差損益	22,082,183
営業収益合計	172,866,384
営業費用	
受託者報酬	283,452
委託者報酬	4,054,105
営業費用合計	4,337,557
営業利益又は営業損失()	168,528,827
経常利益又は経常損失()	168,528,827
中間純利益又は中間純損失()	168,528,827
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	28,280,133
期首剰余金又は期首欠損金()	233,169,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,845,237
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,845,237
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,003,080
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,003,080
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	365,260,675

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	175,289,197口
2 1口当たり純資産額	3.0838円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当中間計算期間 (自 2020年9月24日 至 2021年3月23日)
資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,034,740円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)
期首元本額	193,116,084円
期中追加設定元本額	22,326,517円
期中一部解約元本額	40,153,404円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当中間計算期間末 (2021年3月23日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	616,112,859		630,441,549	14,328,690
	買建				
	アメリカドル	79,393,375		80,383,564	990,189
合計		695,506,234		710,825,113	13,338,501

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(参考情報)

当ファンドは、「米国小型成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2021年3月23日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「米国小型成長株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項 目	(2021年3月23日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	125,274,216
金銭信託	50,047,941
株式	4,116,954,948
投資証券	54,926,001
未収配当金	2,571,016
差入委託証拠金	12,781,609
流動資産合計	4,362,555,731
資産合計	4,362,555,731
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,192,890
未払金	5,660,922
未払解約金	3,704,800
流動負債合計	13,558,612
負債合計	13,558,612
純資産の部	
元本等	
元本	250,973,213
剰余金	
剰余金又は欠損金()	4,098,023,906
元本等合計	4,348,997,119
純資産合計	4,348,997,119
負債純資産合計	4,362,555,731

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年3月23日現在)
1 当該計算日における受益権総数	250,973,213口
2 1口当たり純資産額	17.3285円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年3月23日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年3月23日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	330,770,773円
同中間計算期間中の追加設定元本額	62,949,824円
同中間計算期間中の一部解約元本額	142,747,384円
同中間計算期間末日の元本額	250,973,213円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）	218,758,888円
ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）	32,214,325円
合計	250,973,213円

- 2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連及び通貨関連

区分	種類	(2021年3月23日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建 アメリカドル	139,582,469		135,390,814	4,191,655
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 アメリカドル	17,951,254		17,950,018	1,236
合計		157,533,723		153,340,832	4,192,891

(注1) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2021年3月末現在)

「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース(為替ヘッジなし)」

資産総額	3,674,127,608円
負債総額	1,989,797円
純資産総額(-)	3,672,137,811円
発行済数量	966,422,286口
1単位当たり純資産額(/)	3.7997円

「ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース(為替ヘッジあり)」

資産総額	540,828,275円
負債総額	25,327,228円
純資産総額(-)	515,501,047円
発行済数量	175,285,312口
1単位当たり純資産額(/)	2.9409円

(参考情報)

「米国小型成長株式マザーファンド」

資産総額	4,258,169,295円
負債総額	46,766,804円
純資産総額(-)	4,211,402,491円
発行済数量	250,236,892口
1単位当たり純資産額(/)	16.8297円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。
- 2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成しません。
- 3 投資者に対する特典
該当するものではありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。
- 5 受益権の譲渡
 - (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 6 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 7 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 8 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5カ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年3月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

種類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	171	10,210,319
単位型株式投資信託	38	341,242
合計	209	10,551,561

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第33期 (2019年12月31日現在)	第34期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,388	17,786
立替金	26	29
前払費用	175	190
未収入金	2 9	3
未収委託者報酬	1,696	1,756
未収運用受託報酬	2,268	2,166
未収収益	2 1,327	872
その他流動資産	0	0
流動資産計	25,892	22,805
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 1,240	1,002
器具備品	1 475	480
有形固定資産計	1,716	1,482
無形固定資産		
ソフトウェア	5	6
無形固定資産計	5	6
投資その他の資産		
投資有価証券	49	142
長期差入保証金	1,120	1,122
前払年金費用	800	899
長期前払費用	45	34
繰延税金資産	824	888
投資その他の資産計	2,839	3,088
固定資産計	4,561	4,577
資産合計	30,454	27,383

	第33期 (2019年12月31日現在)	第34期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	94	121
未払金	2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	74	74
未払手数料	487	444
その他未払金	908	1,508
未払費用	2	859
未払消費税等	117	210
未払法人税等	363	343
前受金	97	84
賞与引当金	2,017	1,987
役員賞与引当金	139	195
早期退職慰労引当金	10	-
流動負債計	4,967	5,835
固定負債		
退職給付引当金	67	69
資産除去債務	782	783
固定負債計	850	853
負債合計	5,818	6,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,330	10,386
利益剰余金合計	14,666	10,723
株主資本合計	24,634	20,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	3
評価・換算差額等合計	1	3
純資産合計	24,636	20,694
負債・純資産合計	30,454	27,383

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第33期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第34期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		5,643	5,605
運用受託報酬	1	7,545	7,342
その他営業収益	1	13,290	12,092
営業収益計		26,480	25,041
営業費用			
支払手数料		1,632	1,405
広告宣伝費		167	127
調査費			
調査費		381	352
委託調査費	1	3,587	3,346
調査費計		3,968	3,698
委託計算費		82	85
営業雑経費			
通信費		53	64
印刷費		82	82
諸会費		43	49
営業雑経費計		178	195
営業費用計		6,029	5,512
一般管理費			
給料			
役員報酬		482	601
給料・手当		4,441	4,691
賞与		2,343	2,384
給料計		7,268	7,678
退職給付費用		308	331
福利厚生費		977	1,028
事務委託費	1	2,339	2,701
交際費		57	16
寄付金		2	1
旅費交通費		233	60
租税公課		257	246
不動産賃借料		875	905
水道光熱費		76	60
固定資産減価償却費		404	428
資産除去債務利息費用		0	0
諸経費		312	390
一般管理費計		13,114	13,851
営業利益		7,335	5,677

	第33期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第34期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業外収益		
その他	1	5
営業外収益計	1	5
営業外費用		
為替差損	32	20
固定資産除却損	3	0
その他	0	-
営業外費用計	36	20
経常利益	7,300	5,662
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	36	-
特別損失計	36	-
税引前当期純利益	7,263	5,662
法人税、住民税及び事業税	2,338	1,970
法人税等調整額	22	64
当期純利益	4,902	3,756

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2019年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431
当期変動額											
剰余金の配当						7,700	7,700	7,700			7,700
当期純利益						4,902	4,902	4,902			4,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,797	2,797	2,797	1	1	2,795
2019年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636

第34期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2020年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636
当期変動額											
剰余金の配当						7,700	7,700	7,700			7,700
当期純利益						3,756	3,756	3,756			3,756
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,943	3,943	3,943	1	1	3,942
2020年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)**(金銭債権と金銭債務の相殺表示に関わる会計方針の変更)**

当社は、当社グループ会社間の債権債務を含む金銭債権及び金銭債務を従来総額で表示しておりましたが、グループ会社間でのマスター・ネットリング契約締結を契機に見直しを行った結果、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)第140項に基づき、金銭債権と金銭債務を相殺表示の方が当社の財政状態をより適切に表示できると判断し、当事業年度から相殺表示する方法へ変更しております。

前事業年度末の財務諸表等については、当該変更に伴う組替えを行っております。この結果、遡及修正を行う前と比べて、前事業年度末の未収入金、金銭債権である未収収益、その他未払金及び金銭債務である未払費用が、それぞれ20百万円、505百万円、77百万円及び449百万円減少しています。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
建物附属設備	1,769 百万円	2,010 百万円
器具備品	1,104 百万円	1,290 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
未収入金	3 百万円	- 百万円
未収収益	579 百万円	185 百万円
その他未払金	894 百万円	1,496 百万円
未払費用	182 百万円	89 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
運用受託報酬	225 百万円	247 百万円
その他営業収益	5,554 百万円	5,052 百万円
委託調査費	698 百万円	763 百万円
事務委託費	954 百万円	851 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2018年12月31日	2019年3月29日

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2019年12月31日	2020年3月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	20,388	20,388	-
(2) 未収委託者報酬	1,696	1,696	-
(3) 未収運用受託報酬	2,268	2,268	-
(4) 未収収益	1,327	1,327	-
(5) 長期差入保証金	1,120	1,116	4
資産計	26,801	26,797	4
(1) 未払手数料	487	487	-
(2) 未払費用	653	653	-
負債計	1,141	1,141	-

当事業年度(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,786	17,786	-
(2) 未収委託者報酬	1,756	1,756	-
(3) 未収運用受託報酬	2,166	2,166	-
(4) 未収収益	872	872	-
(5) 長期差入保証金	1,122	1,123	1
資産計	23,704	23,705	1
(1) 未払手数料	444	444	-
(2) 未払費用	859	859	-
負債計	1,304	1,304	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	20,388	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,696	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,268	-	-	-
(4) 未収収益	1,327	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	57	11
合計	25,680	1,051	57	11

当事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,786	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,756	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,166	-	-	-
(4) 未収収益	872	-	-	-
合計	22,581	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	49	47	1
合計		49	47	1

当事業年度 (2020年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	142	138	4
合計		142	138	4

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,934
勤務費用	290
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	14
退職給付の支払額	204
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,047

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
年金資産の期首残高	2,696
期待運用収益	26
数理計算上の差異の発生額	132
事業主からの拠出額	328
退職給付の支払額	204
年金資産の期末残高	2,979

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,979
年金資産	2,979
	999
非積立型制度の退職給付債務	67
未積立退職給付債務	931
未認識数理計算上の差異	157
未認識過去勤務費用	41
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	732
退職給付引当金	67
前払年金費用	800
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	732

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
勤務費用	290
利息費用	11
期待運用収益	26
数理計算上の差異の費用処理額	33
過去勤務費用の処理額	10
確定給付制度に係る退職給付費用合計	231
特別退職金	36
合計	267

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券76%、株式21%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数値計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円 でありました。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,047
勤務費用	297
利息費用	11
数値計算上の差異の発生額	82
退職給付の支払額	123
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,149

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
年金資産の期首残高	2,979
期待運用収益	14
数値計算上の差異の発生額	92
事業主からの拠出額	350
退職給付の支払額	123
年金資産の期末残高	3,313

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,080
年金資産	3,313
	1,233
非積立型制度の退職給付債務	69
未積立退職給付債務	1,163
未認識数理計算上の差異	296
未認識過去勤務費用	37
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	829
退職給付引当金	69
前払年金費用	899
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	829

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
勤務費用	297
利息費用	11
期待運用収益	14
数理計算上の差異の費用処理額	36
過去勤務費用の処理額	4
確定給付制度に係る退職給付費用合計	252
特別退職金	-
合計	252

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2020年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式24%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、78百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	191	215
賞与引当金	617	608
資産除去債務	239	239
未払事業税	72	72
早期退職慰労引当金	3	-
退職給付引当金	20	21
有形固定資産	1	2
その他	45	94
繰延税金資産合計	1,191	1,256
繰延税金負債		
退職給付引当金	245	275
資産除去債務に対応する除去費用	121	90
その他	0	1
繰延税金負債合計	366	367
繰延税金資産の純額	824	888

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	824	888

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	2.9
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%	33.7%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
期首残高	781	782
時の経過による調整額	0	0
期末残高	782	783

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建	79	-	0	0
	米ドル				
	買建	0	-	0	0
英ポンド					
合計		79	-	0	0

(注)時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度 (2020年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建	99	-	0	0
	米ドル				
合計		99	-	0	0

(注)時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,643	7,545	13,290	26,480

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
12,538	11,197	2,744	26,480

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,779	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,314	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,605	7,342	12,092	25,041

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
12,247	10,417	2,375	25,041

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,299	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,874	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	225	未収収益	579
							受入 手数料	5,554		
							委託 調査費	698	未払費用	182
							事務 委託費	954		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	-	未収入金	3
									その他未払金	894

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	247	未収収益	185
							受入 手数料	5,052		
							委託 調査費	763	未払費用	89
							事務 委託費	851		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税 の個別帰属額	1,496	未収入金	-
									その他未払金	1,496

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,314	未収収益	351
							委託調査費	145	未払費用	-
							事務委託費	28		

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,874	未収収益	314
							委託調査費	220	未払費用	-
							事務委託費	16		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	1,642,418 円 94 銭	1,379,616 円 18 銭
1株当たり当期純利益金額	326,833 円 15 銭	250,430 円 96 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,902	3,756
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,902	3,756
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度(自 2020年1月1日 至2020年12月31日)を対象としております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円(2020年3月末現在)
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円(2020年3月末現在)
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
: 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
- ・再信託の目的

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2020年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社*	14,577	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業者を営んでおります。
SMB C日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	48,323	
東海東京証券株式会社	6,000	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	7,495	

* いちよし証券株式会社での取扱いは「Aコース(為替ヘッジなし)」のみとします。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク
- ・資本金の額 : 非公開
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算等、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、換金事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行なう者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行なう者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンAコース(為替ヘッジなし)の2019年9月21日から2020年9月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース(為替ヘッジなし)の2020年9月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）の2019年9月21日から2020年9月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）の2020年9月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年5月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）の2020年9月24日から2021年3月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）の2021年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月24日から2021年3月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年5月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）の2020年9月24日から2021年3月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）の2021年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月24日から2021年3月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。